

平成二十一年四月二十八日提出
質問第三五〇号

二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書

二〇〇〇年以降の年金記録にも記録の抜け等の不備が生じている事実が明らかになっている。二〇〇〇年以降においても記録の抜け等の不備が生じているということは、今後も記録の抜け等の不備が生じ続ける可能性がある。年金制度に対する不信を払拭するためにも、早急な調査と対応策の検討が必要であると考えらる。

年金をはじめとする社会保障は、国家存立の基盤でもある。現在、その信頼が失われており、一刻も早く信頼を回復するためには実態解明が欠かせない。以下、真摯に実態を明らかにするよう要望する。

一 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じている件数は何件か。国民年金と厚生年金のそれぞれについて、件数及び合計数をお示し願いたい。

二 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じた原因・理由を、すべてお示し願いたい。

三 総務省年金記録確認第三者委員会において、記録訂正の是非の判断をした事例のうち、二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じている件数は何件か。国民年金と厚生年金のそれぞれについて、件数及び合計数をお示し願いたい。

四 三のうち、二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じた原因・理由について、原因・理由ごとの件数をお示し願いたい。

五 総務省年金記録確認第三者委員会においてあつせんの判断をした、「茨城国民年金事案二」「和歌山国民年金事案二〇」「愛媛国民年金事案五」について、ご本人が納めた国民年金保険料は、どこに納められ、どのように処理されていたのか。それぞれの事案ごとにお示し願いたい。

六 総務省年金記録確認第三者委員会においてあつせんの判断をした、「千葉厚生年金事案一」「厚生年金事案二九」については、標準報酬月額の改ざんの可能性が高いが、担当した職員へのヒアリングは実施しているのか。ヒアリングの結果、改ざんの事実はあるのか。それぞれの事案ごとにお示し願いたい。

七 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じていることに対して、政府はどのような対策を
していくつもりか。今後の対策を具体的にお示し願いたい。

右質問する。